

別記第4号（森林法第34条第1項・第2項「保安林の立木伐採等の許可」関係）

保安林の立木伐採及び保安林内の立竹の伐採、家畜の放牧、土地の形質変更等の許可に係る審査基準

1 保安施設事業等の範囲

規則第60条第1項第1号及び第63条第1項第1号の保安施設事業、砂防工事、地すべり防止工事及びぼた山崩壊防止工事には、当該事業又は工事の実施上必要な材料の現地における採取又は集積、材料の運搬等のための道路の開設又は改良その他の付帯工事を含むものとする。

2 伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢

伐採の限度を算出する基礎となる伐期齢は、指定施業要件において植栽の樹種が定められている森林にあっては当該樹種の標準伐期齢とし、それ以外の森林にあっては更新期待樹種の標準伐期齢とするものとする。ただし、同一の単位とされる保安林に樹種が2以上ある場合には、次式によって算出して得た平均年齢とし、当該年齢は正数にとどめ小数点以下は四捨五入するものとする。

$$u = a u_1 + b u_2 + c u_3 + \dots$$

u 平均年齢
u₁、u₂、u₃..... 各樹種の標準伐期齢
a、b、c..... 各樹種の期待専有面積歩合

3 協議に係る皆伐面積の取扱い

令第4条の2第4項及び第1の2の(6)の規定により皆伐面積の限度を算定するにあたっては、規則第60条第1項第10号の規定による協議（同項第5号から第9号までに該当する立木の伐採についての協議を除く。）に係る皆伐面積は、法第34条第1項の許可をした面積とみなすものとする。

4 皆伐面積の限度の公表

- (1) 令第4条の2第3項の規定による公表は、北海道庁掲示板に掲示してするものとし、同一の単位とされる保安林等ごとに皆伐面積の限度を明示するものとする。この場合においては、伐採方法の特例に該当して伐採種を定めないとされたものについての皆伐面積の限度は、表2-1により指定されたものについての皆伐面積の限度に合算して定めるものとする。
- (2) 同一の単位とされる保安林等については、当該保安林等に流域又は行政単位等（市郡、町村、大字、字）の名称を冠して表示するものとする。
- (3) 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入するものとする。

5 許可申請又は協議の適否の判定

- (1) 令別表第2の第1号(1)ロの択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。
 - ア 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木的又は10メートル未満の幅の帯状に選定してする伐採

- イ 樹群を単位とする伐採で当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満であるもの。
- (2) 規則第53条に規定する樹冠疎密度は、広大な区域若しくはその平均について示すものでなくその森林についてあらゆる20メートル平方の部分ごとに得られる樹冠疎密度とするものとする。
- (3) 令別表第2の第2号(1)ロの1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地（連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地のそれぞれについての距離をいう。）が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっているものを含む。）をいう。
ただし、形状が一部分くびれている伐採跡地でそのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、その部分の長さが20メートル以上にわたっているものを除く。
なお、形状が細長い伐採跡地であらゆる部分の幅が20メートル未満であるもの及びその幅が20メートル以上の部分があってもその部分の長さが20メートル未満であるものについては、令別表第2の第2号(1)ロの規定は適用されないものとする。
- (4) 国有林の保安林の立木で主伐をすることのできるものは、当該国有林の所在する市町村における当該国有林の近傍類似の民有林の当該樹種に係る標準伐期齢以上のものとする。
- (5) 規則第56条第1項の「前回の択伐」には、規則第60条第1項第1号から第9号までに掲げる伐採は含まれないものとする。
- (6) 前回の主伐の方法が択伐によらない場合における規則第56条第1項の適用については、当該択伐によらない前回の伐採を「前回の択伐」とみなすものとする。
- (7) 規則第56条第1項の「前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積」が不明である場合には、同項の択伐率は、当該森林の年成長率（年成長率が不明な場合には、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に対する当該森林の総平均成長量の比率）に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採をしようとする前伐採年度までの年度数を乗じて算出するものとする。
- (8) 規則付録第7の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第4の2の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。
- (9) 伐採跡地に点在する残存木又は点生する上木の伐採は間伐に該当する場合を除き皆伐による伐採として取り扱うものとし、その面積は伐採する立木の占有面積とするものとする。
- (10) 許可又は協議に係る伐採の方法が伐採方法の特例に該当する場合は、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可又は同意をするものとする。ただし、許可又は同意に条件を付することによって支障をきたさないこととなる場合は、この限りでない。
- (11) 法第34条第2項に掲げる行為については、次に掲げるとおりである。
ア 「立竹の伐採」は、立竹を刈り取ることにより当該保安林を維持できないおそれのある行為であってササの刈払は含まれない。
イ 「立木の損傷」は、立木を損ない傷つけることにより立木の生育を阻害するおそれのある行為であり、次に例示する行為はこれに該当しない。
(ア) 樹幹の外樹皮の剥離（桧皮・桜皮のはく皮、虫害防除のための荒皮むき等）
(イ) 生長錐等による樹幹のせん孔、ステイプル・針・釘等の打付け、極印の打刻、

品等調査のための打突等

- (ウ) 枯枝又は葉量を大幅に減少させず樹幹を損傷しない生枝の切除（歩道のかぶり取りのための枝の切除、測量の見通し確保のための枝の切除等）
- (エ) 病害虫の治癒又は樹勢の回復のために行う腐朽部分の切除等
- (オ) 立木からのキノコの採取及び立竹の損傷

ウ 「下草、落葉又は落枝の採取」は、下草、落葉又は落枝を選んで拾い取ることにより土壤の生成が阻害され、又は土壤の理学性が悪化若しくは土壤が流亡するおそれのある行為であり、表土を露出させない範囲の下草、落葉又は落枝の収集（数株程度の下草・数枚程度の落葉・数本程度の落枝の収集）、下草の刈払、下草、落葉又は落枝を一時的に除去した後に直ちに復元する行為、キノコ及びタケノコの採取はこれに該当しない。

エ 「家畜の放牧」は、牛、馬、羊などを放し飼いにすることにより立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出し若しくは崩壊するおそれのある行為であって家畜の通行及び家畜の一時的な繋留は含まれない。

オ 「土石又は樹根の採掘」は、土や岩石を掘って、その中の土石又は樹根を取ることにより立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊するおそれのある行為であり、立木の根系を露出又は損傷せず、下草、落葉又は落枝によって拾集後の地表が被覆される程度の、土石の拾集（数個程度の石の拾集等）は該当しない。

カ 「開墾その他の土地の形質を変更する行為」は、土地の形状又は性質を復元できない状態にするおそれのある行為であり、例示すれば次に掲げるとおりである。したがって、立木の更新又は生育の支障とならず、かつ掘削又は盛土をしないか又は一時的にした後に直ちに復元する行為（例示すれば、杭・測量杭の挿入、地質調査のためのボーリング、基礎・境界標・炭焼窯の埋設、挿入又は埋設した物件の採掘、施肥、標識・道標・案内板・作業小屋・トイレ・集材路の設置又は改築、人の通行及び車両の通行等）は該当しない。

- (ア) 農地の造成
- (イ) 砂、砂利又は転石の採取
- (ウ) 鉱物の採掘
- (エ) 宅地の造成
- (オ) 土砂捨てその他物件の堆積
- (カ) 建築物その他の工作物又は施設の新築又は増築
- (キ) 土壤の理学的及び化学的性質を変更する行為その他の植生に影響を及ぼす行為

(12) 申請又は協議に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第34条第2項の許可又は規則第63条第1項第5号の協議の同意をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条の2第1項の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に当該解除に係る事業等及び代替施設の設置に関する計画書の内容に従い行うものである場合並びに表2-2に掲げる場合は、この限りでない。

- ア 立竹の伐採については、当該伐採により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- イ 立木の損傷については、当該損傷により立木の生育を阻害し、そのため保安林の指定目的の達成に支障を及ぼすおそれがある場合
- ウ 下草、落葉又は落枝の採取については、当該採取により土壤の生成が阻害され、又は土壤の理学性が悪化若しくは土壤が流亡する等により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合
- エ 家畜の放牧については、当該放牧により立木の生育に支障を及ぼし又は土砂が流出

し若しくは崩壊し、そのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害するか又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該伐採跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ 開墾その他の土地の形質を変更する行為については、農地又は宅地の造成、道路の開設又は拡幅、建築物その他の工作物又は施設の新設又は増設をする場合、一般廃棄物又は産業廃棄物の堆積をする場合及び土砂捨てその他物件の堆積により当該保安林の保安機能の維持に支障を及ぼすおそれがある場合

(13) 申請又は協議に係る行為を行うに際し当該行為をしようとする区域の立木を伐採する必要がある場合で、当該立木の伐採につき法第34条第1項の許可又は規則第60条第1項第7号から第9号までの届出若しくは第10号の協議を要するときに、当該許可又は届出若しくは協議がなされていないときは許可又は同意しないものとする。

6 許可申請等の処理

- (1) 法第34条第1項又は第2項の申請があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、申請者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 令第4条の2第5項の規定による不許可の通知には、当該許可の理由を付するものとする。
- (3) 法第34条第2項の許可の申請に対する許可又は不許可の通知は、書面により行うものとし、不許可の場合は当該不許可の理由を付するものとする。
- (4) 許可申請に係る立木竹の伐採その他の行為について他の法令により行政庁の許認可を必要とする場合（当該保安林が国有林野であって管理処分の申請がなされている場合を除く。）であって、当該許可がなされる前に許可したときは、当該許認可を必要とする旨その他必要な事項を通知書に付記するとともに、関係行政庁に対し許可をした旨その他必要な事項を連絡するものとする。ただし、関係行政庁に対する連絡が、法令の規定により又は法令の運用に関する覚書等により事前に関係行政庁と連絡、協議を行って処理することとされている場合はこの限りでない。
- (5) 知事は、保安林における立木の伐採の許可又は択伐若しくは間伐の届出の受理に当たり、その状況を明らかにするため、伐採年度毎に、立木に係る伐採整理簿（様式は別に定める。）を調整するものとする。

7 許可の条件

- (1) 立木の伐採について付する許可の条件は、次によるものとする。
 - ア 伐採の期間については、必ず条件を付する。
 - イ 伐採木を早期に搬出しなければ森林病害虫が発生し若しくはまん延するおそれがある場合又は豪雨等により受益の対象に被害を与えるおそれがある場合その他の公益を害するおそれがある場合には、搬出期間について条件を付する。
 - ウ 土しゅら、地びきその他特定の搬出方法によることを禁止しなければ、立木の生育を害し又は土砂を流出若しくは崩壊するおそれがある場合には、禁止すべき搬出方法について条件を付する。
 - エ 当該伐採の方法が伐採の方法の特例に該当するものであって、前記5の(7)ただし

書に該当する場合は当該条件を、また、当該伐採跡地につき植栽によらなければ樹種又は林相を改良することが困難と認められる場合には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

(2) 法第34条第2項に掲げる行為について付する許可の条件は、次によるものとする。

ア 行為の期間については、次により必ず条件を付する。

(ア) 5の(12)のただし書きに該当しない行為

① 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

② 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、下草、落葉又は自家用薪炭の原料に用いる枝若しくは落枝の採取、一時的な農業利用、家畜の放牧にあってはそれらの行為に着手する時から5年以内の期間、それら以外にあっては行為に着手する時から2年以内の期間とする。

(イ) 解除予定保安林において規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う行為については、当該計画書に基づき行為に着手する時から完了するまでの期間とする。

(ウ) 5の(12)の表2-2に掲げる行為

① 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められている場合は、原則として当該期間内に植栽することが困難にならないと認められる範囲内の期間とする。

② 当該保安林について指定施業要件として植栽の期間が定められていない場合は、表2-2の1及び2にあっては、当該行為に着手する時から5年以内の期間又は当該施設の使用が終わるまでの期間のいずれか短い期間とし、表2-2の3及び4にあっては、当該施設の使用又は当該行為が終わるまでの期間とする。

イ 行為修了後、施設等の廃止後又は撤去後、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる場合（指定施業要件として植栽が定められている場合を除く。）には、植栽の方法、期間及び樹種について条件を付する。

ウ 家畜の放牧、土石又は樹根の採掘その他土地の形質を変更する行為に起因して、土砂が流出し、崩壊し、もしくはたい積することにより付近の農地、森林その他の土地若しくは道路、鉄道その他これらに準ずる設備又は住宅、学校その他の建築物に被害を与えるおそれがある場合には、当該被害を防除するための施設の設置その他必要な措置について条件を付する。なお、当該行為が規則第48条第2項第1号又は第2号の計画書の内容に従って行われるものである場合に付する条件の内容は、当該計画書に基づいて定める。

8 国有林の立木の伐採その他の行為に係る協議の処理

- (1) 協議は、立木伐採許可申請書、保安林内択伐届出書、保安林内間伐届出書又は規則第61条の申請書の様式に準ずる書面に当該伐採等に係る区域を表示した図面を添付する書類によって応ずるものとする。ただし、当該書面については知事と当該国有林を管理する国の機関が協議して定めたものをもって代えることができるものとする。
- (2) 立木の伐採に係る協議に応ずる期間は、令第4条の2第1項若しくは第2項又は規則第60条第2項又は規則第68条に規定する日までとするものとする。
- (3) 協議に対する同意には、許可の場合に準じて留意事項を付するものとする。
- (4) 立木の伐採に係る協議があったときは、令第4条の2第5項に規定する期間内に決定するものとする。ただし、法第34条の2第1項又は第34条の3第1項（これらの規定を法第44条において準用する場合を含む。）に係る立木の伐採に係る協議があったときは、20日以内に決定するものとする。

(5) 協議に対する同意又は不同意の通知は、書面により行うものとし、不同意の場合は当該不同意の理由を付するものとする。

9 縮減

- (1) 皆伐による立木の伐採の許可申請（2月1日の公表に係るものを除く。）について、令第4条の3第1項第1号の規定により縮減するにあたり、令第4条の2第4項の残存許容限度が当該申請に係る森林の森林所有者等が同一の単位とされる保安林等において森林所有者となっている森林の年伐面積の限度の合計に満たない場合には、当該合計に対する残存許容限度の比率を森林所有者の年伐面積に乗じて得た面積を令第4条の3第1項第1号の年伐面積とみなして計算するものとする。
- (2) 令第4条の3第1項第4号の規定による縮減は、少なくとも次の事項を考慮して行うものとする。
 - ア 当該箇所に係る申請が1である場合には、保安機能が高い部分の立木を残存させること。
 - イ 当該箇所に係る申請が2以上ある場合には、申請面積に応じてすること。ただし、保安上の影響の差が明白な場合にはこれを考慮すること。

10 届出の処理

- (1) 法第34条第8項及び第9項の届出があったときは、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、届出が不適法であって、補正することができるものであるときは、直ちにその補正を命じ、補正することができないものであるときは、届出者に対し理由を付した書面を送付して却下するものとする。
- (2) 許可の条件として付した期間が経過したとき（立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされている場合を除く。）は、実地調査を行うほか適宜の方法により十分な調査を行い、申請に係る行為がなされたかどうか確認するものとし、立木の伐採について法第34条第8項の届出がなされていない場合には、許可を受けた者に対し届出をするよう勧告するものとする。
- (3) 拗伐による立木の伐採がなされた場合には、当該拗伐を終えたときの当該森林の立木の材積を把握し、当該材積を保安林台帳に記載すること。

表2-1

保安林の種類	伐採の方法
水源かん養保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安林施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
土砂崩壊防備保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p>
飛砂防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その地表が比較的安定している森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
防風保安林 防霧保安林	<p>1 林帶の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帶については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
水害防備保安林	1 林況粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐
潮害防備保安林	2 その他の森林にあっては、択伐
防雪保安林	
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあっては、禁伐）</p> <p>2 その他の森林にあっては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林 落石防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれ又は落石による被害を生ずるおそれが比較的小ないと認められる森林にあっては、択伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、禁伐</p>
防火保安林	禁伐
魚つき保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 魚つきの目的に係る海洋、湖沼等に面しない森林にあっては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあっては、択伐</p>
航行目標保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐</p> <p>2 その他の森林にあっては、択伐</p>

保 健 保 安 林	1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあっては、禁伐 2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあっては、伐採種を定めない。 3 その他の森林にあっては、択伐
風 致 保 安 林	1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあっては、禁伐 2 その他の森林にあっては、択伐

表2-2 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行為の目的・様態・規模等
1 森林の施業・管理に必要な施設	(1) 林道（車道幅員が4メートル以下のものに限る。）及び森林の施業・管理の用に供する作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線、作業小屋等を設置する場合。 (2) 森林の施業・管理に資する農道等で、規格及び構造が(1)の林道に類するものを設置する場合。
2 森林の保健機能増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの。 (1) 当該施設の設置のための土地の形質の変更（以下この表において「変更行為」という。）に係る森林の面積の合計が、当該変更行為を行おうとする者が所有権その他の土地を使用する権利を有する集団的森林（当該変更行為を行おうとする森林を含むものに限る。）の面積の10分の1未満の面積であること。 (2) 変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を除く。以下同じ。）を行う箇所が、次の①及び②の条件を満たす土地であること。 ① 土砂の流出・崩壊等の災害が発生するおそれのない土地 ② 非植生状態（立木以外の植生がない状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が15度未満の土地、植生状態（立木以外の植生がある状態をいう。）で利用する場合にあっては傾斜度が25度未満の土地 (3) 1箇所当たりの変更行為に係る森林の面積は、立木の伐採が材積にして30パーセント以上の状態で変更行為を行う場合には0.05ヘクタール未満であり、立木の伐採が材積にして30パーセント未満の場合には1.20ヘクタール未満であること。 (4) 建築物の建築を伴う変更行為を行う場合には、一建築物の建築面積は200平方メートル未満であり、かつ、一変更行為に係る建築面積の合計は400平方メートル未満であること。 (5) 一変更行為と一変更行為との距離は、50メートル以上であること。 (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合すること。 ① 建築物その他の工作物の高さは、その周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であること。 ② 建築物その他の工作物は、原則として木造であること。 ③ 建築部その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の高さは、おおむね1.5メートル未満であること。 (7) 遊歩道これに類する施設に係る変更行為を行う場合には、幅3メートル未満であること。 (8) 土地の舗装を伴う変更行為（遊歩道及びこれに類する施設に係る変更行為を含む。）を行う場合には、地表水の浸透、排水処理等に配慮して

	なされるものであること。
3 森林の有する保安機能を維持・代替する施設	(1) 森林の保安機能の維持・強化に資する施設を設置する場合。 (2) 保安林の転用に当たり、当該保安林の機能に代替する機能を果たすべき施設を転用に係る区域外に設置する場合
4 その他	(1) 上記1から3に規定する以外のものであって次に該当する場合。 ① 施設等の幅が1メートル未満の線的なものを設置する場合。(例えば、水路、へい、柵等) ② 変更行為に係る区域の面積が0.05ヘクタール未満で、切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満の点的なものを設置する場合。(例えば、標識、掲示板、墓碑、電柱、気象観測用の百葉箱及び雨量計、送電用鉄塔、無線施設、水道施設、簡易な展望台等)。ただし、区域内に建築物を設置するときには、建築面積が50平方メートル未満であって、かつその高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとし、保健、風致保安林内の区域に建築物以外の工作物を設置するときには、その高さがその周囲の森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高未満であるものに限ることとする。 (2) その他 一時的な変更行為であって次の要件を満たす場合。ただし、一般廃棄物又は産業廃棄物を堆積する場合は除く。 ① 変更行為の期間が原則として2年以内のものであること。 ② 変更行為の終了後には植栽され確実に森林に復旧されるものであること。 ③ 区域の面積が0.2ヘクタール未満のこと。 ④ 土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられるものであること。 ⑤ 切土又は盛土の高さがおおむね1.5メートル未満のこと。